	行政			地域包括支援センター	関係機関	備考
	【八女地区】 介護長寿課	【立花・黒木・上陽・矢部・星野地区】 東部健康づくり室	各支所 高齢者支援窓口			

（1）相談・通報・届出の受付 受付記録作成

高齢者、養護者、虐待発見者・発見機関等

相談　通報　届出

関係機関窓口

相談・通報等

相談・通報・届出の受付
（受付記録の作成）

≪虐待の疑いはない と判断した事例≫

○聞き取りのみ
○情報提供・助言

（2）相談・通報内容の共有 事実確認

【相談内容の共有、事実確認を行うための協議】
・緊急対応の必要性の判断
・必要な情報収集項目の確認
・事実確認の方法と役割分担

虐待の疑いはないが、地域包括支援センターとして相談を継続する必要があると判断した場合

○権利擁護対応
（虐待対応を除く）
○包括的・継続的

緊急対応が必要な場合

庁内関係部署からの情報収集

役割分

関係機関、関係者等からの情報収集

【訪問調査】
高齢者の安全、虐待が疑われる事実についての確認

収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できないため、虐待の有無が判断できない場合

※可能な限り、受け付けから48時間以内を目安に、事実確認を行う。

（3）虐待の有無の判断 緊急性の判断

【コアメンバー会議の開催】
◆八女地区：介護長寿課が招集
◆立花・黒木・上陽・矢部・星野地区：東部健康づくり室が招集

【検討内容】
○情報の整理　**○虐待の有無の判断**　**○緊急性の判断**
○**対応方針の決定**（・今後の対応や目標　・役割分担と期限の設定）

必要に応じて検討する事項
【立入調査の要否の判断】
【やむを得ない事由による措置の要否の判断】
【面会制限の要否の判断】
【成年後見制度の市町村長申立】

※コアメンバー会議には、課長等の意思決定者が必須。
やむを得ない事由による措置が必要と思われるケースの場合は、措置担当者にも参加してもらう。

（4）虐待対応と更なるアセスメント

対応方針に沿った対応の実施
（高齢者の安全確保、追加的な情報収集の実施）

○担当介護支援専門員
○介護サービス事業所
○民生・児童委員
○医療機関
○警察　等

【対応の実施状況及び虐待が解消したかどうかの確認】
○対応の実施状況　・設定した目標に対して、誰が、どのように取り組んだか
・確認した事実と日付
○目標及び対応方法の変更の必要性の有無
○虐待の状況と高齢者や養護者の意向や状況
○養護者支援の必要性

協力依頼

状況報告

情報の集約　・　虐待事実の

（5）虐待対応ケース会議

虐待対応ケース会議（初回）の開催
【情報収集と虐待発生要因・課題の整理】
虐待発生要因の明確化、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化
【虐待対応支援計画の作成】

虐待対応ケース会議は必要に応じて随時開催する

（６）支援の実施
モニタリング

【虐待対応計画に沿った対応の実施】
虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な対応の実施

○支援計画に基づく支援の調整
・ケアプランの見直し　・社会資源の活用による支援　・介護技術等の情報提供　・問題に応じた専門機関による支援
・継続した見守りと予防的な支援

○家族支援
介護や高齢者相談など高齢者福祉、精神保健や生活保護、障害福祉、児童福祉などと連携し、多面的に介入が必要。

状況の把握
定期的な訪問や関係機関からの連絡など

（７）支援の評価・見直し
終結

評価会議の開催
・支援の評価　・援助方針、支援内容、各機関の役割の再検討　・継続支援の要否判定

評価会議の参加者はコアメンバー会議と同様

虐待対応の終結

虐待対応の継続
次段階の支援の開始